

仙北市告示第 95 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により、景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により告示し、当該景観計画を公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 6 月 30 日

仙北市長 門脇光浩



記

- 1 景観計画の名称
仙北市景観計画
- 2 景観計画区域に指定する区域
仙北市全域
- 3 効力の発生する日
平成 28 年 1 月 1 日
- 4 縦覧場所
仙北市西木町上荒井字古堀田 4 7
仙北市役所西木庁舎 建設部都市整備課